

Baker McKenzie.

Tokyo

Client Alert

15 June 2023

グローバル企業のための、贈収賄・汚職防止に 向けたコンプライアンス:

ベトナムの腐敗防止キャンペーンの概要と執行 状況について

本アラートに関する お問い合わせ先



Partner, Ho Chi Minh City +84 28 3520 2641

Thuy Hang Nguyen thuyhang.nguyen@bakermckenzie.com



Associate, Ho Chi Minh City +84 28 3520 2640 boris.hall@bakermckenzie.com

日本の不正競争防止法に基づく外国公務員贈賄罪は、海外における 7 件の執 行事例のうち 4 件がベトナムで発生しており、その中にはベトナムで行われ た贈賄犯罪に対する元役員の起訴も含まれている。このようにベトナムに向 けて事業を展開する日本企業にとって、ベトナムにおける贈収賄・汚職コン プライアンスのリスクは無視できないものになっている。

上記に加え、近時、ベトナム政府が実施する腐敗防止キャンペーンとそれに 対応する贈収賄関連の執行・訴追の増加が、ベトナムに進出するグローバル 企業から大きな注目を集めており、ベトナム拠点のマネジメントの必要性は 一層高まっている。

このような規制環境を受けて、本アラートでは、この腐敗防止キャンペーン の概要とその執行状況及び企業に求められる規制対応を実施する際のポイン トを説明する。

はじめに

ベトナム政府は、現在、コンプライアンス上リスクの高い地域であるとの汚 名を払拭するため、同国における腐敗行為を大幅に削減するための一連の規 制改革を実施中である。具体的には、関連法規の改正、国民の意識向上キャ ンペーン、国際協力の呼びかけ、汚職・贈収賄法の取締強化(贈収賄犯罪に 対する多くの著名人の逮捕・起訴を含む)等といった形で規制強化が進めら れている。このようなベトナム政府の取組は、今後数年間継続され、さらに その勢いも増していくものと予想されている。

規制の概要

ベトナム刑法において、民間企業及び公的機関に適用される贈収賄規制は、 違法性を有する利益の提供に関与する者を広く処罰対象としており、贈収賄 の当事者だけでなく、これを仲介した者や贈収賄の存在を知りながら報告し なかった者等に対しても相応の刑事責任が適用される可能性がある。さらに、 贈収賄に至った背景やその重大性次第では、高額の罰金や長期の懲役刑等の 重大な刑事責任を課される可能性も否定できない。

ベトナムの腐敗防止関連法は、贈収賄を犯罪として規定するだけでなく、腐 敗防止のための法的枠組みや、違反者への懲戒処分を規定する。これらの規 制においては、公的機関及びその役職者は、自身の業務に関連して団体から 贈答品や接待を受けることが許されていないという点に注意が必要である。

また、ベトナム政府による腐敗防止に関する取組は国内だけに留まらず、 2008 年の「日本の ODA 関連汚職防止のための日越合同委員会」等の二国間





武藤佳明 パートナー +81 3 6271 9451 voshiaki.muto@bakermckenzie.com



茨城敏夫 パートナー +81 3 6271 9507 toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



吉田武史 パートナー +81 3 6271 9723 takeshi.yoshida@bakermckenzie.com



田中和美 アソシエイト +81 3 6271 9744 wabi.tanaka@bakermckenzie.com

協定や「国連腐敗防止条約」等の多国間イニシアティブへの参加等、国際的 にも積極的な働きかけがなされている。

腐敗防止キャンペーンと執行状況

ベトナム政府はこれまでにも、刑事訴追だけでなく、資産回収や公教育キャンペーン等様々なアプローチを通じて、腐敗撲滅に向けた国家的な取組を進めていたが、ベトナム政府による近時の取組は、法律の厳格化や贈収賄関連事件の調査・起訴を専門とする機関の創設等の一環として、2016年から引き続き実施する「Blazing Furnace(直訳「燃える炉」)」と称されるキャンペーンの集大成といえる。

近年、ベトナム当局による、汚職の調査や起訴が相次いでおり取締件数の増加が著しい。公的機関との関係でも贈収賄関連の容疑で政府高官が逮捕するケースも相次いでおり、ベトナムの腐敗防止キャンペーンが政府及び経済界を問わず、各業界の中枢まで規制の勢いが及んでいることを示唆するものである。

また、最近の顕著な傾向として、ベトナム当局による民間部門における贈収 賄得への取締り強化が挙げられる。歴史的には、ベトナム当局による汚職捜 査は公的機関のみを対象とするとの認識が一般的であったが、直近数か月に おいては、不動産や医療を含む様々な産業分野において民間企業においても 贈収賄・汚職の容疑で多くの者が逮捕・起訴されている。

上記のような取組みの結果、トランスペアレンシー・インターナショナルの 腐敗認識指数 (CPI) の順位が近年大幅に改善される等、その成果が目に見える形で表れ始めている。2016 年に 33 点で世界 113 位だったベトナムは、最新の 2022 年の CPI では 42 点で 77 位まで向上してる。このような数値の改善は、ベトナムに進出する日本企業としてもベトナム拠点の ABC コンプライアンスについて、以前よりも厳格なアプローチを取る必要があることを示すものである。

コンプライアンスリスク対応における主要な検討事項

以上のように、ベトナムにおける腐敗防止キャンペーンの実態の一端を紹介 した。今後も引き続き規制強化が推し進められることが予想されるため、ベ トナムで事業を展開する企業としては、グローバル企業の優れた先例を参考 に、コンプライアンス・プログラムを改善していくことが求められる。本ア ラートでは、コンプライアンスリスクの対応策を検討する際のポイントとし て、まず、以下の 4 点を提案したい。

- **内部コンプライアンスポリシー**:コンプライアンス違反のリスクを軽減するためには、厳格かつ綿密な内部コンプライアンス方針と手順を維持することが不可欠であること。
- **定期的なコンプライアンス研修の実施**:全ての従業員が、コンプライアンスポリシーに関する定期的な研修を受講するとともに、贈収賄の端緒や可能性を自身で発見・報告することができる知識を身につけること。
- **第三者ベンダーの管理**:自社内部だけでなく、関係性を有する第三者 ベンダーに対しても、厳格なデューデリジェンス、定期的なコンプラ

イアンス研修や監査を通じて、コンプライアンスへの取組みを徹底的に確認し、監視を継続すること。

- **記録の作成・保管**:企業は、常に透明かつ正確な帳簿や記録の作成を 継続する必要がある。このような観点から記録の作成が不十分となる 現金取引も避けるべきであること。

**:

本クライアントアラートへのご質問やベトナムにおけるコンプライアンス・プログラムの改善に向けたアドバイスが必要な場合には、弊所にお気軽にご相談ください。